

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
株式会社水機テクノス	東京都世田谷区桜丘5-48-16	

2. 指名停止措置期間 令和5年3月16日～令和5年3月15日（3箇月）

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

（株）水機テクノスは、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。さらに、経営事項審査において資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行った。

これらのことにより、同社は、国土交通省関東地方整備局から令和5年2月10日付けで、建設業法第28条第1項本文の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第8号に該当する。

＜笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2＞

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 8 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、同法第28条の規定に基づく監督処分を受けたとき。	当該認定をした日から
（1）指示処分を受けたとき	2箇月以上6箇月以内
（2）営業停止処分を受けたとき	3箇月以上9箇月以内

問い合わせ先
笠間市役所総務部財政課契約検査室
笠間市中央3-2-1
電話 0296-77-1101（内線219、220）